宝くじ公式サイトでのインターネット販売ＰＲ補助金に係るＱ＆Ａ

令和４年５月２４日（火）現在

１．募集要領について

Q.1　「広告掲載回答書」（別紙１）の「１．広報誌」の「掲載できる号及び発行時期」の回答欄について、令和４年８月１日から１２月３１日までに発行される広報誌に広告を掲載することはできますが、回答期日までに具体的にいつ発行される広報誌に掲載できるかが確定できない場合は、どのように記入すればよろしいですか。

A.1　別紙１には、『令和４年８月１日から１２月３１日までに発行される広報誌のうち１回（複数号に掲載できる場合は複数回）』とご記入ください。

なお、広告を掲載できる広報誌が確定した際には、必ず当該地方協会にその旨を報告する電話を入れてください。

Q.2　「広告掲載回答書」（別紙１）の「２．バナー」の「掲載期間」の回答欄について、令和４年８月１日から１２月３１日までの間で、１ヶ月間はバナーに広告を掲載することはできますが、回答期日までに具体的にいつ掲載できるかが確定できない場合は、どのように記入すればよろしいですか。

A.2　別紙１には、『令和４年８月１日から１２月３１日までのうち１ヶ月間（１ヶ月間超掲載できる場合はその期間）』とご記入ください。

なお、広告を掲載できる期間が確定した際には、必ず当該地方協会にその旨を報告する電話を入れてください。

Q.3　「広告掲載回答書」（別紙１）の「１．広報誌」または「２．バナー」の「掲載できる広告のサイズ」及び「用いる広告データの種類」の回答欄について、回答期日までに具体的な広告のサイズが確定できない場合は、それぞれどのように記入すればよろしいですか。

A.3　補助金決定後に補助金の額を増額することは認められませんので、別紙１の「掲載できる広告のサイズ」には、想定される広告枠のなかで最も広告料が高くなるサイズを記入し、「用いる広告データの種類」には、そのサイズに用いるのに適当な広告データ（広報誌の場合は、拡大編集のみ可）を選択してください。

なお、掲載できる広告のサイズ及び用いる広告データの種類が確定した際には、必ず当該地方協会にその旨（サイズが小さくなったことにより、補助金の額が減額になることを含む）を報告する電話を入れてください。

Q.4　「広告掲載回答書」（別紙１）の「２．バナー」の「掲載できる広告のサイズ」の回答欄にあらかじめ記載されている『Ｈ　mm × Ｗ　mm』を使用せず、『Ｈ　ｐｘ × Ｗ　ｐｘ』に修正のうえ回答してよろしいですか。

A.4　問題ありません。

Q.5　「広告掲載回答書」（別紙１）の「３．補助金の額」の「人口」について、一部事務組合または広域連合の場合は、どのように記入すればよろしいですか。

A.5　構成市町村の人口の合計をご記入ください。

Q.6　「広告掲載回答書」（別紙１）の「４．連絡先」について、広報誌を担当する部署とバナーを担当する部署が異なるため、行を追加のうえ回答してよろしいですか。

A.6　問題ありません。

Q.7　広報誌またはホームページの広告欄を広告代理店等に委託している場合も、補助金の対象になりますか。

A.7　補助金の対象になります。

その場合、様式上は市町村が発信者となっている別紙１、別紙４、別紙５及び別紙６についても、広告代理店等の名前で提出できます。

ただし、その広告代理店等が市町村から委託を受けていることが分かるよう、様式にその旨を記載してください。

Q.8　市町村から地方協会に提出する「領収書」（別紙６）については、市町村からの「納入通知書」に添付されている「領収証書」「納入通知書兼領収書」等でもよろしいですか。

A.8　問題ありません。

Q.9　市町村から地方協会に提出する「請求書」（別紙４）及び「領収書」（別紙６）については、市町村の任意の様式でもよろしいですか。

A.9　問題ありません。

なお、領収者が市町村ではなく広告代理店等であって、領収金額が５万円の場合の領収書には、収入印紙２００円を貼付・割印しなければならないことに注意してください（収入印紙２００円は、自己負担となります。）。

Q.10　市町村から地方協会に提出する「請求書」（別紙４）及び「領収書」（別紙６）の様式には、市町村の「代表者職名・氏名」とありますが、「市町村長」ではなく市町村の「会計責任者」でもよろしいですか。

A.10　問題ありません。

Q.11　地方協会が市町村へ選定結果を通知するための様式はありませんか。

また、その際に全国協会からの「宝くじ公式サイトでのインターネット販売ＰＲ補助金決定通知書」（別紙３）の写しを添付してもよろしいですか。

A.11　様式はありません。

また、別紙３の写しを添付しても問題ありません。ただ、複数の市町村に選定結果を通知される場合は、その写しを添付しますと、他の市町村の補助金がいくらなのか分かってしまいますことに注意してください。

Q.12　募集要領の事務フローは、広告掲載後に補助金を請求することになっているが、広告料として補助金を前金で支払わなければ広告を掲載できない市町村の場合は、広告掲載前に補助金を支払ってよろしいですか。

A.12　問題ありません。

ただし、補助金を交付する市町村に選定された後に支払うようにしてください。

２．補助金の額について

Q.1　広告料の規定がない市町村の場合は、市町村が妥当と考える補助金の額で回答してよろしいですか。

A.1　人口及び実施広報媒体に応じて、補助金上限額を定めていますので、その範囲内であれば、市町村が妥当と考える補助金の額で問題ありません。

Q.2　広告料の規定がある人口５万人未満の市町村が、広報誌のみで回答する際、１回に付き５千円と規定されているので、補助金上限額（１万５千円）と同額で補助金の額を回答するため、「広告掲載回答書」（別紙１）の「１．広報誌」の「掲載できる号及び発行時期」の回答欄に３回分をまとめて記載のうえ回答してよろしいですか。

A.2　問題ありません。

Q.3　広報誌またはホームページに広告を掲載する際に、地方協会が市町村と契約書を締結する場合、地方協会が契約書に貼付する印紙（印紙税）は、補助金の対象になりますか。

また、広報誌またはホームページに広告を掲載する法人として相応しいかどうか審査するため、市町村から地方協会の「市税等完納証明書」等の証明書類の提出を求められた場合、その証明書類の発行手数料は、補助金の対象になりますか。

A.3　両方とも、補助金の対象になりません。

なお、補助金は、市町村への補助金及び地方協会の振込手数料に限り充当できます。

Q.4　広報誌及びバナー（ホームページ内の「お知らせ」等で、サイトに関する記事を掲載することを含む）両方で広報を実施しますが、いずれか一方のみ規定がある場合は、補助金の額をどのように算定すればよろしいですか。

A.4　規定がある広報媒体は、規定に基づいて算定した広告料が、「いずれか一方のみ」の補助金上限額を上回るときはその上限額を、下回るときは算定した広告料を補助金の額とします。一方、規定がない広報媒体は、「いずれか一方のみ」の上限額の範囲内で、市町村が妥当と考える額を補助金の額としますので、別紙１の「３．補助金の額」の「補助金の額」の回答欄には、その両方を合算した額をご記入ください。

３．補助金の選定について

Q.1　都道府県の広報誌またはバナーは、補助金の対象になりますか。

A.1　補助金の対象になりません。

Q.2　電子版の広報誌は、補助金の対象になりますか。

A.2　補助金の対象になります。

Q.3　広報誌には、「議会だより」「水道局だより」等も含まれますか。

A.3　市町村が広く住民向けに発行するものであれば、補助金の対象になります。

Q.4　バナーを使用した広報を行う環境が整っていない市町村の場合は、市町村のホームページ内の「お知らせ」等で、サイトに関する記事を掲載することで代替できるとされているが、バナーを使用した広報ができる市町村が、サイトに関する記事を掲載する場合も、補助金の対象になりますか。

A.4　補助金の対象になります。

なお、この場合の別紙１の「２．バナー」の「広告料の規定」の回答欄には、「なし」の（　）の中に〇印をご記入ください。

４．広告データについて

Q.1　みずほ銀行から提供される広告データについて、サイズの縮小や文字列を移動させるなど、市町村で編集してもよろしいですか。

A.1　みずほ銀行の広告データを編集することは、広報誌用及びバナー用を問わず、原則として禁止されております。

ただし、認められている編集行為もあります。

広報誌用の広告データにおいては、①拡大編集（縦横比が均等になることに注意 ／ また、縮小編集は禁止です。）、②広告の色を「２色刷り」に対応させるための編集、③クレジットを追記する編集、④広告であることを示す『広告（類似するマーク等を含む）』の文字列を追記する編集、⑤文字記載がない上下左右の端部分を削る編集、⑥文字記載がない上下左右の端部分を伸ばす編集（同色になることに注意）が認められています。

バナー用の広告データでは、①拡大または縮小編集（縦横比が均等になることに注意 ／ 縮小編集については、提供する広告データがもともと画素（ピクセル）の小さいものとなっていますので、行う必要はないと想定しています。）、②文字記載がない上下左右の端部分を伸ばす編集（同色になることに注意）が認められています。

Q.2　みずほ銀行から提供される広告データを使用せず、同じような広告を市町村で制作して掲載した場合は、補助金の対象になりますか。

A.2　補助金の対象になりません。みずほ銀行の広告データを使用することが、必須となります。

Q.3　広報誌の場合、広告にクレジットを記載するスペースが確保されていないようですが、どこに記載すればよろしいですか。

また、必ず広告にクレジットを記載しなければなりませんか。

A.3　クレジットを記載する場所については、市町村の広報部局に一任します。

また、必ずクレジットを記載しなければならないということではありませんので、市町村からクレジットを記載するよう言われなければ、広告には『宝くじコールセンター電話番号』が既に記載されておりますので、クレジットを記載しなくても問題ありません。

なお、市町村からクレジットを記載するよう言われれば、地方協会名を記載してください。

Q.4　広報誌の場合、広告であることを示す『広告』の文字列を追記しなくてはいけないことがありますが、広告の余白に記載してもよろしいですか。

A.4　問題ありません。ただし、告知文字等にかぶさらないようにご注意ください。

Q.5　広報誌の場合、広告に『宝くじの収益金は、明るく住みよいまちづくりに使われます。』等の社会貢献広報の文字列を追記してもよろしいですか。

A.5　広告の中に追記するのではなく、その欄外に追記するのであれば問題ありません。

Q.6　バナーを使用した広報を行う環境が整っていない市町村の場合は、市町村のホームページ内の「お知らせ」等で、サイトに関する記事を掲載することで代替できるとされているが、どのような内容の記事を掲載すればよろしいですか。

A.6　別添の「市町村ホームページ掲載記事例」を参考にしてください。

なお、バナー１またはバナー２の広告データを用いること及びサイトへのリンクを張ることは必須となります。

５．補助金決定後の変更について

Q.1　「広告掲載回答書」（別紙１）で回答した「掲載できる号及び発行時期（広報誌の場合）」または「掲載期間（バナーの場合）」について、補助金決定後に変更してもよろしいですか。

A.1　広報誌の場合は、令和４年８月１日から１２月３１日までの間に発行されるもので、１回以上掲載すれば、変更しても問題ありません。

バナーの場合は、令和４年８月１日から１２月３１日までの間で、１ヶ月間以上掲載するバナーであれば、変更しても問題ありません。

ただし、変更される際には、必ず当該地方協会にその旨を報告する電話を入れてください。

Q.2　「広告掲載回答書」（別紙１）を提出した際には、広報誌及びバナーの両方で広報を行うと回答したが、補助金決定後に広報誌またはバナーいずれか一方でしか広報を行えなくなった場合でも、補助金は交付されますか。

A.2　交付されます。

ただし、補助金の額は、広報誌及びバナー両方に係る金額ではなく、広報誌またはバナーいずれか一方のみに係る金額に減額されます。

なお、変更される際には、必ず当該地方協会にその旨を報告する電話を入れてください。